

令和 2 年第 3 回臨時会

(7 月 8 日招集)

# 山都町議会議録

## 令和2年7月第3回山都町議会臨時会会議録目次

### ○7月8日（第1号）

出席議員	1
欠席議員	1
説明のため出席した者の職氏名	1
職務のため出席した事務局職員	2
開会・開議	2
日程第1 会議録署名議員の指名	2
日程第2 会期決定の件	2
日程第3 議案第50号 工事請負契約の締結について	2
日程第4 議案第51号 専決処分事項（令和2年度山都町一般会計補正予算第5号）の 報告並びにその承認を求めることについて	6
日程第5 議案第52号 令和2年度山都町一般会計補正予算（第6号）について	14
閉会	24

7 月 8 日（水曜日）

令和2年7月第3回山都町議会臨時会会議録

1. 令和2年7月8日午前10時0分招集
2. 令和2年7月8日午前10時02分開会
3. 令和2年7月8日午前11時31分閉会
4. 会議の区別 臨時会
5. 会議の場所 山都町役場議場
6. 議事日程(第1日)(第1号)
  - 日程第1 会議録署名議員の指名
  - 日程第2 会期決定の件
  - 日程第3 議案第50号 工事請負契約の締結について
  - 日程第4 議案第51号 専決処分事項(令和2年度山都町一般会計補正予算第5号)の報告並びにその承認を求めることについて
  - 日程第5 議案第52号 令和2年度山都町一般会計補正予算(第6号)について

---

7. 本日の出席議員は次のとおりである(14名)

1番 眞原 誠	2番 西田 由未子	3番 中村 五彦
4番 矢仁田 秀典	5番 興 梶 誠	6番 藤川 多美
7番 甲斐 重昭	8番 飯開 政俊	9番 吉川 美加
10番 藤原 秀幸	11番 後藤 壽廣	12番 藤川 憲治
13番 藤澤 和生	14番 工藤 文範	

---

8. 本日の欠席議員は次のとおりである。(0名)

なし

---

9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町 長	梅田 穰	副 町 長	能登 哲也
教 育 長	井手 文雄	総 務 課 長	荒木 敏久
清和支所長	増田 公憲	蘇陽支所長	飯星 和浩
会計管理者	木實 春美	企画政策課長	藤原 千春
税務住民課長	田上 るみ子	健康ほけん課長	河野 君代
福祉課長	渡辺 八千代	環境水道課長	高橋 季良
農林振興課長	片倉 城司	建設課長	山本 敏朗
山の都創造課長	藤原 章吉	地籍調査課長	藤岡 勇
学校教育課長	嶋田 浩幸	生涯学習課長	上田 浩
そよう病院事務長	藤嶋 厚美		

---

10. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 坂本靖也 外2名

---

開会・開議 午前10時02分

○議長（工藤文範君） ただいまから令和2年第3回山都町議会臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（工藤文範君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、11番、後藤壽廣君、1番、眞原誠君を指名します。

---

#### 日程第2 会期決定の件

○議長（工藤文範君） 日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は本日1日間とすることに決定しました。

---

#### 日程第3 議案第50号 工事請負契約の締結について

○議長（工藤文範君） 日程第3、議案第50号「工事請負契約の締結について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

生涯学習課長、上田浩君。

○生涯学習課長（上田 浩君） おはようございます。それでは、議案第50号について説明させていただきます。

工事請負契約の締結について。

次の工事について請負契約を締結することとする。

令和2年7月8日提出。山都町長、梅田穰。

工事番号、山教生工第3号。

工事名、山都町総合体育館（仮称）敷地造成工事。

契約金額、5,038万円。

契約の相手方、株式会社坂本建設、代表取締役中崎晃紀。

入札の方法、指名競争入札。

提案理由です。

本件の工事請負契約を締結するには、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

ページ1を御覧ください。

仮契約書です。

工事番号、工事名については議案の読み上げのとおりでございます。

工事場所、上益城郡山都町下市地内。

工期は、令和2年7月10日から令和3年3月31日まで。

請負代金、5,038万円。

上記の工事について、発注者山都町と受注者株式会社坂本建設は、おのおのの対等な立場における合意に基づいて、山都町公共工事請負契約約款の各条項及び上記内容によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

なお、この契約は、議会の議決を得たとき本契約として効力を生ずるものとし、議会の議決を得られないときは無効となり、発注者は一切の責任を負わないものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年7月1日。発注者、山都町長、梅田穰。受注者、株式会社坂本建設、代表取締役中崎晃紀。

ページ2を御覧ください。

工事請負契約の概要です。

1から3は、先ほど読み上げたとおりです。

入札年月日、令和2年6月25日。

工事内容です。今回の工事は、体育館建設に当たっての基本となる造成を行うものであります。造成面積1.7ヘクタール。

主な工種、数量については、記載のとおりです。

指名業者については、記載の11社でございます。

ページ3を御覧ください。

入札結果表になります。

6月25日の開札で、予定価格、税抜4,657万5,000円。最低制限価格、税抜4,137万7,262円。11社指名、5社が辞退しております。6社の応札で、株式会社坂本建設が4,580万円で落札しております。

ページ4を御覧ください。

太い丸が示してありますが、これが体育館建設予定地の位置になります。千寿苑のほうから中央グラウンドに上る途中で、以前、火葬場があった付近でございます。

ページ5を御覧ください。

上段の写真は、中央グラウンド側から見たものです。真ん中から道が上に伸びていると思いますが、先が元火葬場があったところでございます。先の鉄塔が、ソフトバンクの携帯の基地局です。高さが約40メートルありますが、現在、7月末の撤去を求めておりましたが、先日、先方より代替基地局の立ち上げ計画が遅延しておるということで、8月末まで延長申請が出たところでございます。自社で撤去されます。

ページ6からページ7は、方向を変えて現地を撮影しておりますので御覧ください。重機の写真が載っておりますと思いますが、現在、高速道路の残土処理中でございます。

ページ8からページ11までは、縦断図と横断図をおつけしておりますので、後で御覧ください。

ページ12を御覧ください。青塗りの部分が、今回の体育館の建築敷地を示しております。グレーの部分が盛土部分を示しております。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

**○議長（工藤文範君）** 議案第50号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

7番、甲斐重昭君。

**○7番（甲斐重昭君）** ちょっと2点ぐらいお聞きしたいと思います。

ここの造成関係でボーリング調査をしておられると思いますけども、そのボーリング調査の結果はどういう形になっておったかをちょっとお教えしていただきたいということと、この残土処理は、ほかのところ、この近くというか造成するところにまた持っていかれるんだと思いますけども、そこあたりの、ボーリング調査等の関係もありまして、土の状況がどんなものかが分かりませんので、造成に適した土になってくるのか、そこあたりをどのように考えておられるのか教えていただきたいと思います。

**○議長（工藤文範君）** 生涯学習課長、上田浩君。

**○生涯学習課長（上田 浩君）** お答えします。

ボーリング調査の件でございますが、昨年度、ボーリング調査を5か所しております。ナンバー1からナンバー5の5か所ですけど、12メートル、7メートル、6メートル、16メートル、4メートル付近でN値50の支持地盤が出ておるところでございます。1か所、N値50がちょっと突き抜けていたり、支持地盤が少し頑丈でないところもございました。

それと、体育館の盛土部分ですけど、普通土砂で埋めますので、特に、転圧をするということで、問題はないというふうに思っております。

**○議長（工藤文範君）** 7番、甲斐重昭君。

**○7番（甲斐重昭君）** 盛土関係ですけども、現場での発生土で盛土をされるということですか。

（「はい、そうです」と呼ぶ者あり）

そういうことですね。その中で、体育館自体の基礎というか、2か所盛土のところ実際にかかってきますよね。平面図から見ますと、右下と右上のところ、盛土関係のところ土が、基礎が入ってくるような形ですね。そこ辺りのほうからでの、言うなれば、そこでの発生土で埋め

て、そこをされると、後々ちょっとまた、土がいい土であれば問題ないんですけども、岩や岩砕あたりがいろいろ入っておる土なのか。軟弱の土が結構ありますもんで。

そこ辺り、現場を見ながら、いい土がなければ、ここ辺りの盛土については、特に右下のところ、盛土のところ、ここ辺りは置き替えをするなり何か考えをしていかなければならないんじゃないかなというふうに思います。現場の発生土あたりに対してよく調査をした上で、施工してもらいたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（工藤文範君） 生涯学習課長、上田浩君。

○生涯学習課長（上田 浩君） ありがとうございます。建物自体は、恐らく、支持地盤までくいを打つ計画でございます。建物自体はそれでもつ構造になっております。

それと、今、御指摘の盛土のところですけど、そこについては、良質材をもって、十分締め固めの上、施工に留意してまいりたいと思います。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑ありませんか。

6番、藤川多美君。

○6番（藤川多美君） 暗渠排水管を4か所ですかね、してありますが、この造成地はこの暗渠工であります、この下に排水したときの、敷地以外のところの工事はどのようになっていますか。

○議長（工藤文範君） 生涯学習課長、上田浩君。

○生涯学習課長（上田 浩君） ありがとうございます。質問にお答えします。

今回、第52号議案でまた御提案をさせていただきますが、委託調査があります。それは公園全体の委託調査でございますが、全体の排水計画、配水地も含めたところの計画を再度煮詰める必要が出てまいりました。その中でも再度検討しますけど、現在のところはこの計画で終わっております。流末のほうは、また現地を調査して、必要な方策を取ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（工藤文範君） 6番、藤川多美君。

○6番（藤川多美君） 今、お話を聞きますと、それはまた別の計画とおっしゃいましたが、関連ですので、本当はそういうところもきちっとしておかないと、ここだけでそれができるわけではございませんし、本当に水問題というのは大きな問題です。下流域にですね。その前に、グラウンドのほうもそうでしたけども、その後、何回も田んぼのほうに迷惑をかけて、あちらも後で河川というか、あそこを工事されましたけども。

こういうのは一体したことですので。ここだけで終わることじゃないですから。本当はそういうことも、全てを関係があるところは計画してからするのが当然だと思いますが、この後の予算でも出てくるということですけども、そういうことはしっかりと計画の段階で、1回1回その部分だけをするんじゃないなくて、全体のことを考えて今後はやってほしいと思います。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） これで質疑を終わります。

これから議案第50号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第50号「工事請負契約の締結について」は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第4 議案第51号 専決処分事項（令和2年度山都町一般会計補正予算第5号）の報告並びにその承認を求めることについて

○議長（工藤文範君） 日程第4、議案第51号「専決処分事項（令和2年度山都町一般会計補正予算第5号）の報告並びにその承認を求めることについて」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） それでは、説明いたします。

議案第51号、専決処分事項の報告並びにその承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、次の事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求める。

専決第10号、令和2年度山都町一般会計補正予算（第5号）について。

令和2年7月8日提出。山都町長。

提案理由です。

令和2年度山都町一般会計補正予算（第5号）について、議会を招集する時間的な余裕がございませんでしたので、専決処分を行ったものでございます。これが、この議案を提出する理由です。

内容につきまして予算書で説明をしたいというふうに思いますので、6ページの歳出をお願い申し上げます。

6款商工費、1項4目観光施設費です。

12節の委託料としまして361万円を計上しております。有限会社そよ風遊学協会の破産申立てを債権者である山都町が行うもので、必要な弁護士費用350万円と、協会が所有します資産の適正評価のための評価調書作成委託料11万円でございます。

13款の予備費は調整です。

5ページに歳入がございしますが、繰越金を財源とするものでございます。

それでは、表紙の次のページをお願い申し上げます。

令和2年度山都町一般会計補正予算。

令和2年度山都町の一般会計補正予算（第5号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ400万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出そ

れぞれ135億6,700万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

令和2年6月26日専決、山都町長です。よろしくお願いします。

**○議長（工藤文範君）** 議案第51号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

9番、吉川美加君。

**○9番（吉川美加君）** 基本的なところなんですけれども、専決処分というものに対するの質問をしたいと思います。

時間がなかったからというふうな課長の御説明でしたけれども、こういう大きな災害等があった、本当に町民のために一刻を争うことであったというふうな理由から専決処分されるということは往々にしてあることで、私たちもそれはしょうがないなというふうに思うところですが、このような費用の場合、これが本当に専決でしなくてはならなかったのか、本当にその余裕がなかったという理由だけでそういうことになるのか、何で、これがいつどういうタイミングで発生し、議会を招集する、そんな金額が何千万円ということではないですけれども、やはり私たちは、予算を決定していくという大事な役目もございますので、何か安易に専決をされるということであると、非常にこれはよろしくないかなというふうに思っていますので、もっと、「時間がございました」ではなく、もっと詳しい理由を知りたいというふうに思います。

**○議長（工藤文範君）** 総務課長、荒木敏久君。

**○総務課長（荒木敏久君）** お答えいたします。

6月議会が終わりまして、様々な御議論を頂いたところは皆さん御承知のとおりでございます。早速、会社の整理に向かうということで、どうしても時間的な余裕がないというのが一番の理由でございます。様々な御意見あるかなというふうに思いますけれども、今回の場合につきましては、時間的な余裕がないということで専決処分を行ったというところでございます。

**○議長（工藤文範君）** ほかに質疑ありませんか。

2番、西田由未子君。

**○2番（西田由未子君）** 今言われたように、6月議会後に早速会社の整理に向かったということでのこの二つの費用ですけども、なぜ町が全部出さないといけないのかなど。債権者である山都町がすると言われましたけど、100%出資をしているからこういうことになるんですか。もう少し詳しい説明をお願いします。

**○議長（工藤文範君）** 山の都創造課長、藤原章吉君。

**○山の都創造課長（藤原章吉君）** お答えします。

そよ風遊学協会については、備品等の資産はあるものの、会社の整理を今回弁護士に依頼するだけの資金もない状態でございます。今回は、債権者である町のほうで申立てを立てて、会社のほうの債務といった部分を整理していくということです。町以外にも債権者たくさんいらっしゃいますけれども、会社の債権についても整理をしていく必要がありますので、町のほうで予算を

計上したというところがございます。

以上です。

**○議長（工藤文範君）** ほかに質疑ありませんか。

2番、西田由未子君。

**○2番（西田由未子君）** それでは、町以外の債権者の方とも御相談の上、こういうふうに決められたのかということと、そよ風パークにある備品等の資産があると言われましたが、備品は全部町ではないのかなど。その辺が自分もちょっと整理できないところがあるんですけど。

取締役社長としての個人資産があるものを整理するということですか。そういうものの中からこういう弁護士業務委託料とかいうのは、本来ならば、そこから充てるべきではないのかなとも思うんですけど。よく分かりませんので御説明をお願いします。

**○議長（工藤文範君）** 山の都創造課長、藤原章吉君。

**○山の都創造課長（藤原章吉君）** まず、資産のことについてですけれども、基本的に土地建物は町の当然資産で、中の備品等については、町が購入してそろえた部分もでございます。中には、遊学協会で購入された備品、車両等もございますので、そういったものを資産ということで整理をしております。

それと、債権者については、町のほうが代表して破産の申立てをするということで、他の業者さんと協議をしたのかということでもございましたけれども、協議はしておりません。町のほうが代表して申立てをするということでもございます。

以上です。

**○議長（工藤文範君）** ほかに質疑ありませんか。

6番、藤川多美君。

**○6番（藤川多美君）** 弁護士の業務委託料なんですが、もう委託契約を結ばれたのかと、破産申立て、どの範囲まで弁護士さんがこの業務に当たられるのか。そして、いつまでぐらいに終わる予定なのか。それから、弁護士さんが町の顧問弁護士なのか、その他の弁護士さんなのかもお尋ねをいたします。

**○議長（工藤文範君）** 山の都創造課長、藤原章吉君。

**○山の都創造課長（藤原章吉君）** 弁護士への業務委託につきましては、既に契約をしております。

それと、契約の相手方については、顧問弁護士である河津法律事務所のほうにお願いしております。

ただ、今後の手続の流れとしましては、破産申立てを裁判所のほうに申立てをします。申立て後に、裁判所のほうから破産管財人の指定がございます。その後の処理については、破産管財人が処理をしていくという流れになります。

それと、いつ頃までに整理がつくかというところでもございますが、これはちょっと、いつまでというのは具体的に申し上げられませんが、一般的には半年から10か月程度かかるということでもございます。

以上です。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑ありませんか。

1番、眞原誠君。

○1番（眞原 誠君） 資金力の問題で、債権者である町が破産の申立てをするという御説明だったんですけども、ちょっと確認させていただきたいんですが、そよ風遊学協会の会社としての現状、実態といたしますか、従業員の皆様は全員解雇になっているのか。以前、説明は受けたと記憶しておりますけれども、ちょっと、今そういうところをもう一度はっきり確認したいなと思っております。取締役の皆様、どういう形で今残っていらっしゃるのか。その辺りを御説明ください。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） そよ風遊学協会の社員の皆様については、全員解雇されております。

それと、取締役としては宮原代表取締役が辞任をされていますので、残り取締役が3名と監査役が1名ということでございます。

以上です。

○議長（工藤文範君） 1番、眞原誠君。

○1番（眞原 誠君） では、そよ風遊学協会が法人として今後動いていくに当たりまして、実働なさるのは、その取締役の方3名ということになってくるということによろしいのでしょうか。恐らく、何かしらの動き、会社として必要になってくると思いますので。

また、代表取締役も、もう一度確認なんですけれども、田辺成一さんというふうに以前報告を受けたと思うんですが、そこももう一度確認させてください。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） 今後の運営については取締役会議で協議を行いながら進めていくということになると思います。

以上です。

○議長（工藤文範君） 代表取締役。

○山の都創造課長（藤原章吉君） 代表取締役については、田辺代表取締役です。

○議長（工藤文範君） 2番、西田由美子君。

○2番（西田由美子君） 確認ですけれども、今言われた、取締役としては、宮原前代表取締役社長は辞任はされておりますけれども、破産申立てから裁判、管財破産整理ということになったときには、やはり当事者としての責任というか、その辺もきちんとされていくということが当然だろうと思いますけれども、そういうふうになっていくのでしょうか。裁判のときとか。その辺はどうでしょう。全部田辺さんが代わりにされるというのは、私はそれでいいのかな、おかしくないかなと思うんですけど。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） 今後の流れについては、ちょっとはつきりは不明でございます。

ます。ただ、今後のことについては、取締役会で進めていかれると思います。5月までは宮原代表取締役もいらっしゃったわけですので、その辺りでは協議を行ったりすることもあるというふうに考えております。

以上でございます。

**○議長（工藤文範君）** 13番、藤澤和生君。

**○13番（藤澤和生君）** はい、藤澤です。

破産手続のための委託料ということで、この辺は理解しておりますけれども、今まで、過去のことでですけど、借入金がたくさんありましたですね。これが、そよ風遊学協会で借りてあるのか、社長個人の名前で借りてあるのか、その辺りは今後の、いろいろ裁判とかをするに当たって非常に重要なことになってくると思いますし、辞めたからといって責任がないわけじゃないですね、実際に今までずっと運営してきた責任者ですので。その辺も追及せにゃいかんし、その辺のことをはっきりしていただかんと。遊学協会で借入れとつとと、個人で借入れとつとは全然違いますので、その辺のことを明確にどうですかね、その辺りは。その辺の回答をお願いします。

**○議長（工藤文範君）** 山の都創造課長、藤原章吉君。

**○山の都創造課長（藤原章吉君）** 現在残っております借入金については、町の貸付金が残っているだけでございます。金融機関からの借入金については全て返済を終わっておりますので。

4月に返済をされた借入金については、宮原代表取締役の保証でこれまでは借入れをされておりました。現在は借入金についてはないということでございます。

以上です。

**○議長（工藤文範君）** ほかに質疑ありませんか。

3番、中村五彦君。

**○3番（中村五彦君）** 町が弁護士に委託したのは債権回収のためでしょう。それから、先ほどから藤原課長が言われますが、今後のことは取締役会でということですが、取締役会がせなんことじゃなかですか、これは。

そして、財産評価作成委託料とありますが、聞いたところによりますと、役場の職員を配置されているそうですけれども、その委託料ですか、この10万円というのは。

それから、これは遊学協会という第三セクターの問題ですので、企画政策課長が関係というか、責任者じゃなかろうかと思えます。もうごちゃごちゃになって、もうずっと延長です、今までの。

以上のことをお答えください。

**○議長（工藤文範君）** 山の都創造課長、藤原章吉君。

**○山の都創造課長（藤原章吉君）** まず、委託料についてでございますけれども、そよ風遊学協会が所有しております資産について確認をするために計上した委託料でございます。

6月15日に内部の異動がございまして、兼務という形で蘇陽支所の2名の職員について辞令を頂いたところでございます。その職員について、町の資産との区別をするために、そよ風パーク内にある資産について整理をしていただいたというところでございます。

それと、確かに、弁護士費用についてでございますけれども、取締役会でということでしたが、施設も町の資産でございますし、町が100%出資したところの部分でもございますので、今回は町のほうで弁護士費用を支出して整理を行うということで進めております。

以上です。

**○議長（工藤文範君）** 3番、中村五彦君。

**○3番（中村五彦君）** 全く納得がいきません。一人の人間が両手で、どちらか分からんでしょう。町長いかがですか。これをはっきりせんと。例えば、町が弁護士費用を出すのは、これは立て替えというか、そういう形でやっつかんと、町民は納得できないと思いますが。

**○議長（工藤文範君）** 町長、梅田穰君。

**○町長（梅田 穰君）** 弁護士費用につきましては、先ほど、冒頭、課長からありましたように、そよ風遊学協会のほうに山都町の債務後、請求をします。その中での弁護士費用であります。

それから、後の資産査定といいますか、その部分については、これは、職員では別に、今、遊学協会が所有しておられる、まあ私もその一人でございますが、所有しておる資産を公正に評価をしていただきたいと。その後、いろんな、時機を目指しておられる方々等々の協議もしていくわけでございますので、その中でその資産を正当な価格で評価をしたいという形で、これは全然職員とは別な方に評価をしていただきたいという部分の費用でございますので、御理解を頂きたいなという思いであります。

先ほど言いました、職員は、今言いましたように、閉鎖後2か月を過ぎたところでございますので、早い時期に第三者の方に事業譲渡ができるような体制づくりをという形の中で提案をされる部分、また、山都町としてどのような形で提案された方を選考するかという、いろんな部分もありますので、チームを組んだところでございます。

**○議長（工藤文範君）** ほかに質疑ありませんか。

6番、藤川多美君。

**○6番（藤川多美君）** 先ほど、課長の説明では、半年から10か月程度かかるのではないかと、いうお話でしたが、そうすると、この遊学協会そのものの解散というのも半年もしくは10か月ぐらい、これが終了した後の解散ということになるのかをお尋ねします。

それと、遊学協会の職員さんは全員解雇ということでございましたが、時々、パークのほうを通ってみますと、職員さんが出て何かいろいろ残務整理とか、何かされているようなお話も聞きましたが、もう終わったのか。

それから、6月1日からの職員さんたちの賃金とかですね。もう解雇したのに出ておられるというのちょっとおかしいなと思ったところですが、その辺もお聞かせいただきたいと思います。

それと、先ほどから、2名配置をされたということですが、恐らく、道の駅ですので24時間トイレの管理をしていかなければなりませんので、最低限、例えばトイレの管理かなというふうに認識しておりますけれども。せんだって、役場の職員と元蘇陽のOBの職員全員で、およそ80名ぐらいで半日がかりで草刈りをしてきれいになりました。その後、1日、2日雨が降りましたので、私も少し片づけが残っておりましたので気になって、二、三日後に、残った草を軽トラで

5回ほど運んで捨てたところがございますが、その際、中ほどの、コインランドリーがありますところのトイレなんです、やっぱりその後の雨で小枝が落ちてとても、葉っぱも落ちて、何人か、私もそれを見ましたので、早速また、ほうきではわいたりしてきれいにしたところなんです、その際も三、四人トイレに来られました。ですから、どの辺りまで職員さんに管理のほうを命令といいますか、されているのかをお尋ねいたします。

**○議長（工藤文範君）** 山の都創造課長、藤原章吉君。

**○山の都創造課長（藤原章吉君）** そよ風遊学協会の解散の時期ということでございましたけれども、破産申立てをやりまして、債権債務がちゃんと整理が終わった時点での解散ということになると思いますので、半年から10か月後の解散ということになると思います。

それと、6月1日以降も社員が来られたということでございますが、まだ残務の整理が終わってないという部分がございます、ほとんど毎日のように、1日以降来られてたというのは把握をしております。現在については、そんなには来られてないんじゃないかというふうに思います。

当然、賃金についても、お支払いは、その部分は発生してない、整理をされているということでお支払いはしておりません。

それと、蘇陽支所の職員に対する業務の範囲でございますけれども、基本的には、施設内の見回り等、そういったトイレの中も含めたところの点検なりをお願いしておりますし、こちらから作業をお願いするときに支援をしていただいているというところでございます。

以上です。

**○議長（工藤文範君）** ほかに質疑ありませんか。

13番、藤澤和生君。

**○13番（藤澤和生君）** 一つですけれども、過去に清和高原野菜市場というのが破綻いたしました。合志の幾久富にあった場所なんです、これは町がいろいろ手助けして、最終的には買手がつかしましたけれども。今回の点も、そういうのが過去にあるから、やたら違った形で、またこっが動くとも問題になるような気のいたします。そういう前のことあたりも参考にされて、ちゃんとした手続をしていただかんと、また、清和のときはどぎゃんだった、蘇陽のときはどぎゃんというような形になるとまた大ごつになりませんかと思っておりますので、その辺はひとつよろしく願いしたいと思います。

**○議長（工藤文範君）** ほかに質疑ありませんか。

10番、藤原秀幸君。

**○10番（藤原秀幸君）** 直接の、予算書の中の金額とか、そういったことではございませんが、関連ということで質問をさせていただきます。

そよ風遊学協会については、弁護士さんの費用はかかって、そして、破産管財人なり何なりをして、整理をして、それが終わって6か月後、10か月後に終わった時点で解散というような話は分かりました。

問題は、私はそよ風パークの施設が果たして、それまで売却なり、極端なことを言えば、再委託なり、そういったことが破産管財ですかね、破産の整理手続が終わらんと再指定なりができる

のか、できないのか。

それと、私はこれは、10か月という来年になりますので。本当に、半年でも来年になるかなというような気持ちを持っております。蘇陽地区の人の思いを考えますと、そういったところで早めの再委託なり何なりができないかというようなことを思うわけでございますが、どのようにお考えでしょうか。どなたでも結構ですので、お答えを頂けたらというふうに思います。

**○議長（工藤文範君）** 山の都創造課長、藤原章吉君。

**○山の都創造課長（藤原章吉君）** お答えします。

営業の再開についてでございますけれども、これは顧問弁護士とも協議を行いました。破産管財人が立ったとしても、町の、当然、土地と建物、施設でございますので、営業は可能だということでございます。

ただ、遊学協会の資産がありますので、それを基本的には町が買い取るような形で、破産管財人が決まったときに、その辺も報告なり協議をやって、資産の買取りを町が申し出るという形で進めていけば問題ないんじゃないかということで、弁護士のほうからのアドバイスも頂いておりますので、できるだけ早く営業が再開できるような形にしていきたいというふうに思います。

以上です。

**○議長（工藤文範君）** 11番、後藤壽廣君。

**○11番（後藤壽廣君）** 今、課長から説明がありましたけれども、管財人が立ってから財産の整理をするということで、町の財産もありますし、遊学協会の財産もそこにあるわけですね。今、職員のほうが調べているようでございます。というのも、当然これは、職員が誰もいませんので、町の財産と、備品台帳も私も確認しました、備品台帳もありますけれども、備品台帳については遊学協会の備品台帳があります。町にも町の備品台帳があると思いますので、その仕分をされているのだと思います。当然、これは町の職員がされていると思いますけれども、早急に、管財人が立った中で施設のあれを買わないかんわけですね。施設が持っているの買わないかんわけです。早急に調べて、早急にまた会議して予算を上げてもらわないかんわけですよ。備品購入代という形で。それをより迅速にするためには、早急に、もっと早く、迅速に動いていただきたいというふうに思うわけです。

要するに、弁護士費用というのがあるのは、さっき3番議員からありましたけれども、本当だったら、遊学協会がするのが本当じゃないかなと私も思っているわけでございますが。それなりの理由はまた考えて、適切な答弁ができるように内部で十分検討していただきたいというふうに思うわけでございますけれども、何はともあれ、その備品を早急に調べて、単価を調べて、早急に予算を上げる必要があると思いますので、それが遅れればできないわけなんですよね、開設は。ですから、早く、その備品を使うことが許されるということは町が買わにゃいかんわけですので、早急にその対応をお願いして、できるなら8月ぐらいにはできるようにしていきたいということにつきましては、急ぐために、町が弁護士費用を出すとかいうのも理由があると思いますので、ぜひそういうところの判断をしながら、適切な予算の運用ができて、また適切な今度買取りの予算が計上できるように、早めの対応をお願いしたいというふうにお願ひしておきます。よろしくお

願います。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） これで質疑を終わります。

これから議案第51号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第51号「専決処分事項（令和2年度山都町一般会計補正予算第5号）の報告並びにその承認を求めることについて」は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第5 議案第52号 令和2年度山都町一般会計補正予算（第6号）について

○議長（工藤文範君） 日程第5、議案第52号「令和2年度山都町一般会計補正予算（第6号）について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） それでは、説明いたします。

議案第52号、令和2年度山都町一般会計補正予算（第6号）を説明いたします。

歳出から説明しますので、7ページをお願いします。

2款総務費1項12目地域振興費です。

18節の補助金といたしまして、100万円を計上しております。地域おこし協力隊として、本年5月に退任されました方が、今回、新規にペットフード等の製造販売を起業するということで、その支援を町が行うものでございます。

6款商工費1項4目観光施設費です。

5月末で休館しておりますそよ風パークの町直営による、主に6月から9月までの施設の維持管理費を合わせまして、1,248万3,000円を計上しております。

10節需用費につきましては、消耗品、それから燃料費、電気料の347万9,000円。

11節の役務費としましては、電話料として32万円。

12節の委託料につきましては、浄化槽管理費が20万7,000円。

それから、次のページになりますが、宿泊棟、レストラン、物産館をはじめとした建物や芝広場等、様々な施設の維持管理経費として658万9,000円。この分につきましては、来年3月までの経費を計上しているというところでございます。

13節の使用料は、レジや冷蔵庫などのリース料の180万円でございます。

9款教育費、5項2目体育施設費です。

大阪在住の地権者との交渉費用として旅費を計上しております。10万4,000円です。

それから、12節の委託料でございますが、体育館やグラウンドゴルフ場を除く中央グラウンド周辺の施設整備に係る基本計画と実施設計委託料の2,870万円でございます。新規補助事業採択に向けた協議の開始を11月に実施したいという計画で、この予算を計上しているというところでございます。

13款予備費は調整でございます。

歳入財源につきましては、繰越金あるいは起債によるものでございます。

続きまして、予算書、表紙の次のページをお願いします。

令和2年度山都町一般会計補正予算。

令和2年度山都町の一般会計補正予算（第6号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,200万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ136億900万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

地方債の補正。

第2条、地方債の変更は、第2表地方債補正による。

令和2年7月8日提出。山都町長です。

よろしくをお願いします。

**○議長（工藤文範君）** 議案第52号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

11番、後藤壽廣君。

**○11番（後藤壽廣君）** 11番、後藤ですけれども、今、9款の教育費の中の保健体育費2,870万円の予算ですが、今、総務課長は、11月に施設の整備計画に向けての設計と言われましたが、基本的には、もうこれは設計に入る前に、どのようなものを造るのかということと相談した上でですよ、設計してから絵を描くというふうな話でしたけれども、どのような形で整備するのかという青写真があつての設計でなくちゃ、高低差とか排水計画とかいろんなことを考えた場合、何を造るかということも考えた場合ですよ、さしより測量してからというのはいかがなもんかと思えますけれども、大体の青写真を作った上で、高低差を考えた上で、排水、道路、その他を考えた上で設計するというのが、私は筋と思えますけど、いかがでしょうか。

**○議長（工藤文範君）** 生涯学習課長、上田浩君。

**○生涯学習課長（上田 浩君）** お答えします。これまでの経緯を踏まえまして、お答えしたいと思えます。

お配りしております資料、航空写真を用いて説明をしたいと思えます。赤枠が今回の委託対象のエリアでございます。ただし、昨年度実施しましたグラウンドゴルフ場になります芝生広場、それと、総合体育館の敷地造成設計、県道長原側の進入路450メートル分の調査設計については昨年度終わっておりますので、今回は含んでおりません。

総合体育館・グラウンド周辺整備計画の実施におきましては、先ほど議員がおっしゃいましたとおり、青写真は既にできておりました。あくまで、平面の計画プランぐらいまでしかできておりませんでした。

これまで様々な事業の選択を模索してまいりましたが、財政負担の少ない社会資本整備総合交付金、いわゆる社交金を使って実施できないかということでこれまで、4月に入りまして県と協議をしてまいりました。この中に、防災安全交付金事業という補助率が2分の1を使っての施設整備に関する補助メニューがありまして、現在、この事業採択を目指しておるところでございます。

平常時は、このエリアを運動施設として利用するものですが、災害時には屋外施設をヘリポートであったり、車中泊のできる施設であったり、また、屋内施設の体育館は、避難所や救援物資等、地域防災の拠点とするなど、この一帯を災害対応施設・防災公園としての位置づけを考えております。

土地利用に関しましては、都市計画法の規定によりまして、1ヘクタール以上の土地を開発する際には開発許可を受けなければなりません。現在、計画しております防災安全交付金では、都市公園の種類の中で、都市計画区域外の町村では面積4ヘクタール以上ならば特定地区公園、いわゆるカントリーパークといいますが、に該当して、開発許可が不要になってまいります。

開発許可が不要となりますけど、公園全体の施設、実施設計や、調整池を設けるなど、開発工事に準じた資料作成業務が今回必要となってまいりました。先ほど総務課長が言いましたけど、11月に本申請ということで、その採択を目指して、どうしても必要な書類作りのために、この調査が必要になってまいりまして、今回、提案させていただくものでございます。

よろしく申し上げます。

**○議長（工藤文範君）** 11番、後藤壽廣君。

**○11番（後藤壽廣君）** 内容は大体、調整池の関係等々も前にやったことがあって分かりますので。こういうことになりましたら、当初と大分変わってきましたので、ぜひ機会を持って、現地のほうも、いつかみんなで、議員も含めて、案内していただくようなことができましたら思っております。今日じゃなくても結構でございますので、梅雨明けてでも、ぜひそういうことを計画していただきたいというふうに思います。

よろしく申し上げます。

**○議長（工藤文範君）** ほかに質疑ありませんか。

3番、中村五彦君。

**○3番（中村五彦君）** 8ページのそよ風パーク機器リース料ですが、これは町がリースしとってじゃなくて、そよ風パークの分でしょう。これはやっぱり立替えになるわけですか。

**○議長（工藤文範君）** 山の都創造課長、藤原章吉君。

**○山の都創造課長（藤原章吉君）** 13節の使用料及び賃借料に計上しておりますリース料については、遊学協会で整備しておりましたPOSレジですとかカラオケ、冷蔵庫等のリース料になります。継続して、営業をできるだけ早く再開するという意味では、町のほうでリース料を支払

って、営業再開に向けて。

（「立替えですか」と呼ぶ者あり）

立替えです。

**○議長（工藤文範君）** ほかに質疑ありませんか。

9番、吉川美加君。

**○9番（吉川美加君）** 7ページの地域おこし協力隊についての起業支援です。これ、100万円なんですけど、本当に、実にレアなケースというか、喜ばしいケースですね。今まで協力隊の方が入っていただいたからといって、その後定住し、新しく起業するなんていう方は本当にまれだというふうに思っているんですけど、今まで農業従事に行かれた方がいらっしやっただかなとも思うんですけど、過去にこれも、祝い金じゃないけど、応援金として出されていた過去があったか、またはこれが初めてのケースか。

あるいは、今、協力隊の方が入られても、3年間あつという間。もちろんそういう意思で入ってきていただかなくてはなりませんし、総務省からも、そういう条件があった上での支援だというふうに思っているんですけど、これは町としてもう一步応援してあげようというふうな心意気じゃないかなというふうに思っているんですけども、これはそもそも、協力隊を募集するときからこの条件が、町で起業されるときに100万円なりの根拠といたしますか、そういったのを最初から提案されていたものであったか。ちょっと私も記憶にないんですけども。この際、新しく起業されるので、今回のケースに限って思い当たられたのか。そこら辺をちょっと確認させていただきたいのが1点。

それから、そよ風パークの維持管理費について、先ほど6番議員からもありましたように、この間ボランティア総出で草切りをされましたが、先ほどトイレの管理とか職員が回っているということでしたけれども、やはりああいう大きな敷地で一番気になりますのが、草切り、今から特に。そういったのは、施設維持管理委託料の658万9,000円の中に入っているのか。そして、それはどこに委託されることなのかをお尋ねいたします。

**○議長（工藤文範君）** 企画政策課長、藤原千春君。

**○企画政策課長（藤原千春君）** 地域おこし協力隊の起業支援ということでお答えしたいと思います。

この支援金につきましては、総務省の地域おこし協力隊推進要綱に基づきまして、本町におきましても、山都町地域おこし協力隊起業支援金補助金要綱を設けて、隊員の起業、事業継承に要する経費を支援しているものです。

支援の内容につきましては、設備・備品、土地・建物の賃借費等、また、法人を設立される場合は法人登記に要する費用、知的財産登録に要する経費、マーケティングに要する経費、技術指導受入れに要する経費等となっているところです。

現在まで、今回を含めて3名の方がこの支援金のほうを活用されております。過去に2名、この制度を受けていろんな設備を整備されておりますけども、お二人とも現在もこの整備された内容で事業を継続されているところです。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） 12節委託料の施設維持管理委託料についてでございますけれども、これについては、施設内の緑地帯の草切りの委託について計上したものです。それと、施設の建物の維持管理といいますか、トイレ等の清掃、それとホテルでの窓の開け閉め、そういった施設の建物の管理ということで計上させていただいたところです。

委託先についてはこれからでございますけれども、まだ委託先については決まっておりません。以上です。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑ありませんか。

13番、藤澤和生君。

○13番（藤澤和生君） 一つお尋ねします。

以前、グラウンドゴルフ場造成に当たって、スポーツ振興センターから補助金が2,000万円内定しておりましたけれども、平成28年の熊本地震ということで、これを議会で否決しました。その後、ここの助成あたりは受けられんもんか、申請でもされたことがあるんか、その辺をお聞かせください。そのまま終わってしもうとるのか。これは、1年以内で造成せにゃいかんというのが条件だったと思いますけれども、そこら辺の助成があるなら、そこらあたりも活用するのが当然だと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（工藤文範君） 生涯学習課長、上田浩君。

○生涯学習課長（上田 浩君） お答えします。

議員御指摘のとおり、スポーツ振興助成金というのがございました。これについては、令和3年度においてグラウンドゴルフ場として計上を見込んでおります。まだ申請の手続ができておりませんが、来年度に向かって手を挙げていく予定でございます。

ちなみに、今年度、粗方、造成のほうは、秋口以降に入る見込みでございます。取付け道路と一緒に、一体となって造成を図る、入るつもりでございます。よろしく申し上げます。

○議長（工藤文範君） 13番、藤澤和生君。

○13番（藤澤和生君） 来年度でと、事前着工ちゅうあたりは、何でも駄目になるときがあるけんですね、その辺は慎重に進めていただいて、もらえるものはもらうように努力をさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑ありませんか。

2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） 二つお願いします。

地域おこし協力隊の起業は、ペットフードを作ると言われましたけれども、もう少し具体的にどんなふうにするのか分かれば、お聞きしたいです。

それと、パークの、町直営の機関の管理費は、最初は6月から9月までと言われたんですが、それは10節から12節までが6月から9月までで、維持管理委託については来年3月までと説明されたかと思いますので、どうしてですか、そういう予算立てですかという確認です。

二つお願いします。

**○議長（工藤文範君）** 農林振興課長、片倉城司君。

**○農林振興課長（片倉城司君）** ペットフードの製造販売の事業についてお答えいたします。

現在、ペットフードの製造販売の事業について計画しているということで内容についてお伺いしておりますけども、今、町内の地域資源としてありますジビエ肉や有機野菜を活用して、無添加であるペットフードを製造して販売していきたいということで計画されております。

商品としては、ジャーキー、干し肉とか、生肉、ボーンブロスという骨のスープとか、その他、野菜のペーストとか、いろんな商品についても既に計画を練っておられる方です。蘇陽地区のほうに今お住まいの方です。

**○議長（工藤文範君）** 山の都創造課長、藤原章吉君。

**○山の都創造課長（藤原章吉君）** お答えします。

施設の維持管理委託料については、直営で管理する部分ということで、緑地帯の草刈り等をする分でございますので、それは来年3月までを計上させていただいたところ です。

それと、他の部分については、9月までの4か月の経費を上げさせていただいたところでございます。

現在、運営者についての選定を行っているところでございますけれども、できるだけ9月までには次の運営者を決定したいということで、4か月分を計上させていただいたところ です。

以上です。

**○議長（工藤文範君）** 4番、矢仁田秀典君。

**○4番（矢仁田秀典君）** 体育館建設についてちょっと確認です。

先ほど、総合グラウンド関係は、防災関係の2分の1の補助を頂いてするという話がありましたけども、ということは、体育館も当然、防災機能を備えた体育館になると思いますので、2分の1で建てられるものなのかをお聞きします。

それともう一つ。さっきの地域おこし協力隊の助成金の問題ですけども、今度、ジビエ関係だというのは分かりましたが、その前の二人というのはどういうことをされておるのかを後学のため教えていただきたい。

**○議長（工藤文範君）** 生涯学習課長、上田浩君。

**○生涯学習課長（上田 浩君）** お答えします。

議員御質問の、体育館も交付金に含むのかということでございますが、現在、体育館を含む、グラウンド周辺整備も含んだ事業費を申請しております。しかしながら、非常に厳しい状況ではあるということはお伝えしておかなければいけないかなと思います。しかしながら、努力して申請をしていきたいと思っております。

よろしく申し上げます。

**○議長（工藤文範君）** 企画政策課長、藤原千春君。

**○企画政策課長（藤原千春君）** これまで助成を受けられた方の内容についてお答えいたします。

お一人は、農産物の加工及び移動販売事業ということで、食品乾燥機、スピードミル、販売用の車両等となっております。もう一人の方は、農業用ということで、ビニールハウスや電柵の費用等の助成を行っております。

**○議長（工藤文範君）** ほかに質疑ありませんか。

1番、眞原誠君。

**○1番（眞原 誠君）** 1点だけ質問させてください。

ちょっと細かい内容になってしまうんですが、そよ風パーク、当然、道の駅として登録されていますので、例えば九州・沖縄道の駅ネットワークですかね、そういったところにも所属なさってたりしたと思うし、あと、今でこそコロナ禍によっていろいろな活動停止状態だろうと思うんですけども、例えば今月の7月、この後出てくるであろうGoToキャンペーンですとか、いろいろな経済活性化に向けた国の施策に対して、そういったネットワークあたりの動きも出てくるのかなと。それでスタンプラリーですね、そういったものも毎年やってるんですが、道の駅としては、そよ風パークをどのようにそういうところに対して対応していこうと思っていられるのか、計画があれば教えてください。

**○議長（工藤文範君）** 山の都創造課長、藤原章吉君。

**○山の都創造課長（藤原章吉君）** お答えします。

道の駅としての機能をどう維持するかということでございますけれども、取りあえず、物産販売施設については閉じた状態になっておりますので、それ以外のPR用のポスターですとか、その他のスタンプラリーのPRあたりは、今現在、職員のほうで掲示をしたりはしているところでございます。できるだけ早く次の運営者を決定して、皆さんに迷惑がかからないように、早く再開をしたいというふうに考えております。

以上です。

**○議長（工藤文範君）** ほかに質疑ありませんか。

3番、中村五彦君。

**○3番（中村五彦君）** できるだけ早く再開と言われますけれども、今までと同じような枠組みというか仕組みじゃ、全く同じ結果になりますよ。だから、今までの悪かったところの分析をして、新たなスタートを切らんといかんと思いますよ。同じことですよ。そのための費用というのを、コンサルタントに頼みなさいというふうに何度も言っております。そのお考えはありますか。

**○議長（工藤文範君）** 山の都創造課長、藤原章吉君。

**○山の都創造課長（藤原章吉君）** まだ選定についてもこれからでございますので、今後、協議をしていきたいと思っております。

以上です。

**○議長（工藤文範君）** ほかに質疑ありませんか。

6番、藤川多美君。

**○6番（藤川多美君）** 課長は、先ほどは「運営者の選定をしております」というふうにお答

えになりました。今は「これからです」ということでした。どちらが本当なのでしょう。

運営者の選定をするってなれば、例えば、1か所だけするなら委託で契約すればいいんですが、公募もしないうちに「運営者の選定をしております」とおっしゃいましたので、今どのようにそこをされているのか。だから、9月までしか予算を組んでないということは、もう10月からはしたいという気持ちだろうと思いますが。

それとあと、レストランと物産館は道の駅ですので早く開けてくださいということで、そちらのほうも何か模索をされておるようですが、そちらのほうがどうなっているのか。

それから、あそこにはたくさん自販機があります。何度か通るたびに、お客さんたちが開いているだろうと思って来られて、開いてないものですから、休憩しながらジュースを買っておられます。あの自販機は誰のものか。

それから、たしかホテルの中にも1基あったと思いますが、ホテルの中は入れません。そういったものが費用が発生する。恐らく、誰かに委託というか契約されて、その方が、何か収入があると思いますが。中の自販機がどうなっているのかとかですね。

みんな、物産館に出しておられる方は商品を引き取って、販売も何もできません。ただ自販機だけが営業しております。どなたにあの自販機は権利があられるのか、それをお聞きしたいと思います。

**○議長（工藤文範君）** 山の都創造課長、藤原章吉君。

**○山の都創造課長（藤原章吉君）** お答えします。

次の運営者については、選定作業中ということで、現在作業を進めているところでございます。それと自販機については、業者が入れた自販機については撤去をされている自販機もあるというふう聞いております。現在残っている自販機については、申し訳ございません、ちょっとどこが設置をして、どこに売上げが行っているのかというのを把握しておりませんので、後ほど回答させていただきたいと思っております。

以上です。

**○議長（工藤文範君）** ほかに。

6番、藤川多美君。

**○6番（藤川多美君）** 課長が把握していないというのがちょっと、理解が得られません。電気料も発生しているわけですよ。まだ何台かあります。ちょうど草刈りしてたときも、その後私が、先ほど言いました、木切れをはわいたときも、業者の方が来て入れておられましたので、ああ、これは動いているなという確認はしたんですが、一体誰のものかな、電気は発生しているがなど。普通は使用料というか、例えば10%とかを遊学協会に払っていたと思いますが、これは誰に払われるのかですね。それを把握していないというのがどうも理解できません。

それから、「選定作業中」とおっしゃいました。じゃあ、どんなふうな作業をされているのかをお尋ねいたします。

**○議長（工藤文範君）** 山の都創造課長、藤原章吉君。

**○山の都創造課長（藤原章吉君）** 自販機につきましては、確かに電気は物産館のほうから引

いてありますので、電気代がかかっているというふうに思います。ただ、その自販機の所有について把握しておりませんでしたので、後ほど回答させていただきたいというふうに思います。

それと、運営者についての選定作業についてでございますけれども、当然、事業計画書なりの提案をしていただければなりませんし、指定の事務条例に基づいた選定を行うわけでございますけれども、その体制等の協議を町のほうで行っておりますし、あと、予算の計上、債務負担行為の設定ですとか指定管理者の指定の事務の議決をしていただければなりませんので、そういうところの日程等の調整を行っているというところでございます。

以上です。

**○議長（工藤文範君）** 6番、藤川多美君。

**○6番（藤川多美君）** 先ほどの、前の議案のときに、弁護士さんに相談したところ、次の運営もしてよかろうというような判断があったようですが、じゃあ次に進めていいわけなんですよ。そしたら、次の公募の準備をするとか、そこらをはっきりとさせていただきたいと思いません。

昨日、一昨日でしたか、私のほうに、前の従業員のの家から電話がありました。そよ風パークは早く再開すると町長がおっしゃいました、いつ再開しますかということだったので、いやいや、まだ私どももそういうところは聞いておりません。ただ、破産することですので、後の清算が終わらないことには次にスタートができませんので説明をしましたが、今日のところは、清算が終わらなくてもスタートができるということを聞きましたので、例えばいつぐらいからって、おおよそでよろしいんですよ。例えば8月からしますとか。

そうしないと、その従業員の方が言われるには、大学生の子供がいると。早速、子供のいろいろな費用だったり、もう路頭に迷っておりますということでした。本当にこれはもう死活問題です。いつ再開するのかと、それだけでも分かれば、次の就職ができるがなとか、本当にそういう思いでいらっしゃいましたので、そこら辺もしっかりとですね。みんな、ほかの従業員さんも言われます。いつから始めるとか、そこらをちょっとはっきり目標を定めていただきたいと。

従業員の皆さんの、新聞によりますと、就職先をあっせんするとか、いろいろ面倒みるみたいなことを書いてありましたけれども、そういうふうな約束が守られてないので、本当に、大学を辞めさせなかなって必死の思いで訴えられましたので。いつから再開するとか、そこは町長しか分からないと、お考えはですね、思いますけれどもお尋ねをいたします。

**○議長（工藤文範君）** 山の都創造課長、藤原章吉君。

**○山の都創造課長（藤原章吉君）** 運営の再開については、本当にできるだけ早くということと考えております。予算のほうも9月までの管理費の計上をさせていただいたところでございますので、できるだけ早く決定をさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

**○議長（工藤文範君）** ほかに質疑ありませんか。

2番、西田由未子君。

**○2番（西田由未子君）** 確認ですけど、今のお答えだと、また新たな指定管理をしていくと

いうのは選択肢の一つであって、例えばほかにもいろいろありますよね。売却するとか、民営化するとか、分割してするとか、いろんな方法があったかと思うので、そういうことも含めての選定作業中なのかということと、なるべく早くという思いは私にもありますけれども、やはり大きな課題を残したパークですので、拙速なところはいかんと思うんですね。きちんとした形で新たな出発ができるようにしていただきたいので、いろんな選択肢を考えられておられるのかというのをもう1回確認したいと思います。お願いします。

**○議長（工藤文範君）** 山の都創造課長、藤原章吉君。

**○山の都創造課長（藤原章吉君）** お答えします。

施設の売却とか、いろいろな方法の御意見も頂いたところでございますけれども、当面、施設を早く再開してほしいということで、売却等については手続が相当時間かかりますので、ほかの指定管理施設と同様に、指定管理を行うというような形で進めさせてということで検討しているところです。

以上です。

**○議長（工藤文範君）** ほかに。

2番、西田由未子君。

**○2番（西田由未子君）** じゃあ、その指定管理というのは暫定的ってということで考えられているんですかね。残り期間は3年間ありますよね、そよ風パークの指定管理としては。とにかくまずは1年間とか。期間についてはどんなですか。

**○議長（工藤文範君）** 山の都創造課長、藤原章吉君。

**○山の都創造課長（藤原章吉君）** 指定の期間については、残りの3年と数か月ということになると思います。

以上でございます。

**○議長（工藤文範君）** 1番、眞原誠君。

**○1番（眞原 誠君）** またそよ風パークの件についてなんですけれども、直接管理なさるといって予算計上いただいているというところで質問させてください。

先日、昨日だったかと思うんですけれども、もう御存じの方もたくさんいらっしゃるかもしれないんですが、例年あそこのそよ風パークでオールドカーフェスティバルというのが開催されていまして、チーム蘇陽という団体の皆さんで運営なさっているんですけれども、今年度の開催をもくろんでいらっしゃったと聞いてたんですが、開催を断念なさったということで、昨日Face book等に挙がっていました。

理由は、当然、コロナの感染拡大防止ということも大きかったらしいんですけれども、そよ風パークが閉鎖されているのでということも理由に挙がっていたようです。

今、質問させていただきたいのは、例えば次の指定管理業者が決まってない町の直営の状態でも、あの施設というのは、申請すれば利用できるのかどうかですね。芝生のほうのグラウンドとか、土のほうのグラウンド、当然、建物とか小施設というのは利用できないというのは理解できるんですけれども、町民の皆さんがああいう施設を利用するには、今後、直営の状況ではどのよ

うな手続というか、どのようにすれば利用できるのかなど。そののところをお願いします。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） 直営で管理をしようとしておりますそよ風広場ですとか多目的グラウンドについては、ちょっと、どういう形態になるか分かりませんが、施設が再開した後に利用申請を上げていただいて利用するという事は可能になるというふうに思います。

直営のままでの管理でしたら、町のほうに申請を上げていくという形。そこは、そよ風パークの施設に申請を上げて利用していただくとか、そういったことも考えていかなければならないかと思えますけども。

以上です。

○議長（工藤文範君） 1番、眞原誠君。

○1番（眞原 誠君） では最後、確認ですけれども、今の御答弁ですと、今現在はまだ、使いたい、申請したいって言っても、受け付ける体制を整えてないということではよろしいんでしょうか。そこだけお願いします。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） 今現在は閉鎖をしておりますので、十分な管理ができてないということもありまして、貸出しについては、しばらくやめさせていただいているという状況でございます。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） これで質疑を終わります。

これから議案第52号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第52号「令和2年度山都町一般会計補正予算（第6号）について」は、原案のとおり可決されました。

以上で本臨時会の会議に付された事件は全て終了しました。

本日の会議を閉じます。令和2年第3回山都町議会臨時会を閉会します。

---

閉会 午前11時31分

令和2年7月臨時会に議した事件のてんまつは、次のとおりである。

議案第50号 工事請負契約の締結について

7月8日 原案可決

議案第51号 専決処分事項（令和2年度山都町一般会計補正予算第5号）

の報告並びにその承認を求めることについて  
議案第52号 令和2年度山都町一般会計補正予算（第6号）について

7月8日 原案承認  
7月8日 原案可決

会議規則第120条の規定によりここに署名する。

山都町議長

---

山都町議員

---

山都町議員

---